

群馬県多職種連携推進協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、群馬県多職種連携推進協議会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を群馬県医師会（前橋市千代田町1丁目7番4号群馬メディカルセンター内）に置く。

(目 的)

第3条 本会は、多職種の役割と存在価値に関する認識を深めると共に、相互理解を基盤としてより良い地域社会の実現に寄与する。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 多職種の役割紹介を兼ねた冊子の作成
2. 健康寿命の延伸に寄与する情報・リーフレット等の整理
3. 多職種間の相互理解に資する情報共有並びに認識
4. 多職種及び事業所ごとに業務の質の改善に向けた取り組み
5. 各地域（医療介護連携推進拠点）における連絡網の共有
6. 多職種に係る意思決定システムの検討
7. 地域リハビリテーションの推進
8. その他、本会の目的を達成するために必要な活動

(構 成)

第5条 本会は、主に群馬県内に勤務し、本会の趣旨に賛同する医師及び医療・介護・福祉関係従事者並びに本会会長からの指命を受けた各団体の代表者とする。

(入・退会)

- 第6条 本会に入会しようとする者は、所定の様式による就任承諾書を本会に提出しなければならない。
2. 会員は届出事項に異動が生じた場合又は退会しようとする場合には、所定の様式により本会事務所に届け出なければならない。

(役 員)

第7条 本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 5名
3. 監事 2名
4. 顧問 数名

(役員の仕事)

第8条 会長は、会を代表し、会務を統括する。

副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。

監事は、企画・運営その他会務の執行にあたる。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は2年とする。但し、再任を妨げない。

補欠により役員になった者の仕事は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第10条 本会は役員会議を必要に応じ随時開催する。

(会 費)

第11条 無料とする。

(細 則)

第12条 本規約に定めるものの他、本協議会の運営に関し必要な事項は、総会の議を経て別に定めることができる。

(庶務・経理)

第13条 本会議の庶務・経理は、群馬県医師会の事務局が担当する。

施行

本規約は、平成30年4月1日から施行する。